

移動等円滑化取組計画書

2025年 6月 5日

住 所 大阪府豊中市寺内2丁目4番1号
業者名 北大阪急行電鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥野 雅弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

①旅客施設の整備に関する事項

駅トイレに関しては、2019年7月に、駅の段差解消に関しては、2019年12月に3駅（千里中央駅、桃山台駅、緑地公園駅）で整備を完了している。2024年3月に開業した2駅についても、基準に適合している。

また、全5駅ホームにおいて、転落を防止する可動式ホーム柵の設置と併せてホームの嵩上げ並びに車両とホームの隙間の整備を完了している。2020年3月に、死角による乗降客の扉挟みを防止するため、全ホーム柵に乗降検知表示灯を新設し、保安度を向上させている。

②車両の整備に関する事項

8000形3編成については、基準に適合している9000形へ置き換えを行い、新基準に適合させていく計画。

（2）役務の提供、旅客支援、情報提供、教育訓練、広報・啓発等に関する事項

①情報提供に関する事項

エスカレーターやエレベーターの定期点検については、毎月ホームページにて案内しているが、定期点検以外の故障等が発生した場合に可能な限りホームページおよび車内案内放送にて情報提供を行っている。

②広報・啓発等に関する事項

車両の優先席等について、適切な利用のマナー啓発を行う。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
8000 形車両 (南北線)	8000 形 3 編成の新造車への更新(時期未定)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	・鉄道事業部運輸課（現業）の社員のサービス介助士資格取得を推進する。（取得については一部会社負担）
教育の実施	・新入社員研修および駅・乗務員を対象とした講習会等で、設備や機器の操作方法、接遇方法について教育を実施している。引き続き、ハード・ソフトの両面からバリアフリー対策を推進する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助が必要なお客様への案内方法の工夫	・車いすをご利用のお客様等から乗降介助依頼があった際に、段スロープを活用し乗降時の介助を実施している。
よびだしインターホンによる案内	・2023 年 3 月によびだしインターホンにモニターを付加することにより、筆談対応が可能となった。また、音声によるインターホンの位置案内が可能となった。引き続き、障害者への案内方について研究を進めていく。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページの活用	・2024 年 3 月に公式ホームページを更新した。新たにバリアフリーという項目を設け、情報発信を行っている。バリアフリーに関する情報発信について、引き続き研究を進めていく。 ・2021 年 6 月末より、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団提供のバリアフリー情報サイト「らくらくおでかけネット」を活用し、各駅の段差・隙間解消の状況に関する情報を提供しており、適宜更新する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	鉄道事業部運輸課（現業）の社員のサービス介助士資格取得を推進する。（取得については一部会社負担）

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスター、ディスプレイの活用	ポスターや、改札付近の旅客案内情報表示装置（液晶ディスプレイ）、車内案内表示装置（液晶ディスプレイ）で利用者に対する啓発活動を引き続き実施する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

今年度予定なし

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
なし		

V 計画書の公表方法

インターネットの活用(ホームページ)

VI その他計画に関連する事項

特になし

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。